

皆美が丘女子高等学校の貸出用端末について

皆美が丘女子高等学校においても、県立高校と同様、入学時に学習用タブレット端末を個人負担により購入していただきますが、以下の要件に該当し、端末の貸与を希望される方については、貸出用端末を在学中に貸与する制度があります。

【端末貸与対象者】

以下のすべての要件に該当し、貸出用端末の貸与を希望する方

- (1) 令和8年度に皆美が丘女子高等学校に入学予定であること
- (2) 次のいずれかの世帯であること
 - ① 生活保護受給世帯
 - ② 保護者全員の令和7年度県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円である世帯
 - ③ 家計急変による経済的理由から保護者全員の県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円である世帯に相当すると認められる世帯 など

【申請に必要な書類】

- ① 「生活保護受給世帯」の場合
 - ・申請書
 - ・市町村長が発行する生活保護受給証明書(写)
- ② 「保護者全員の令和7年度県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円である世帯」の場合
 - ・申請書
 - ・令和7年度の保護者全員の課税証明書(写)
- ③ 「家計急変世帯」の場合
 - ・申請書
 - ・家計急変の発生事由を証明する書類(写) (解雇通知書、雇用保険受給資格者証など)
 - ・令和7年度の保護者全員の課税証明書(写)
 - ・今年の家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類(写)

※上記①～③の申請書についてはこちらをクリックしてください。 → [申請書様式](#)

【留意事項】

(1) 貸出用端末の故障

故障した場合は交換します。ただし、申請者(借受者)の故意または重大な過失によると認められる場合は、原状復旧に要する費用は申請者(借受者)に負担していただきます。

(2) 損害賠償

貸出用端末の不適切な使用等により第三者に損害を与えた場合は、申請者(借受者)に損害賠償の義務が発生します。

【申請方法と申請期日】

ご希望の方は、申請書・添付書類を、令和8年3月19日(木)までに皆美が丘女子高等学校へ送付してください。

貸出用端末に関するQ&Aはこちらへ



[Q&A](#)